

## 品川区障害者表彰要綱

昭和46年10月12日	決定	
昭和50年 2月27日	改正	
昭和52年 2月15日	改正	
昭和54年 2月16日	改正	
昭和59年11月29日	改正	
平成 4年 4月 1日	改正	
平成10年 9月 1日	改正	
平成11年 4月 1日		要綱第47号
平成18年10月27日	区長決定	要綱第146号
平成20年 4月 1日	区長決定	要綱第90号
平成21年 3月25日	部長決定	要綱第293号
平成27年 3月31日	部長決定	要綱第348号
平成27年 8月21日	部長決定	要綱第468号
平成31年 2月 1日	部長決定	要綱第160号
令和 4年 4月 1日	部長決定	要綱第200号

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区表彰条例施行規則（昭和51年8月品川区規則第39号、以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、規則第3条の表第1に定める自治功勞のうち、品川区表彰事務取扱要綱第3条第1号の表に定める障害者各団体の会長および第6号に定める善行のうち、品川区表彰事務取扱要綱第1条第6号に定める障害者自立更生および支援活動の功勞に係る推薦基準等事務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 障害者とは、障害者基本法（昭和45年5月21日法第84号）第2条に規定する、身体障害、または知的障害、精神障害がある者をいう。

### (表彰候補者推薦基準)

第3条 規則第3条の表第1に定める自治功勞のうち、品川区表彰事務取扱要綱第3条第1号の表に定める障害者各団体の会長は次に掲げる団体の長とする。

- (1) 品川区手をつなぐ育成会
- (2) 品川区肢体不自由児・者父母の会
- (3) 品川区重症心身障害児(者)を守る会
- (4) 品川区視覚障害者福祉協会
- (5) 品川区聴覚障害者協会

(6) 品川区身体障害者友和会

(7) 品川区精神保健福祉家族会 (かもめ会)

2 規則第3条の表第4に定める善行のうち、品川区表彰事務取扱要綱第1条第6号に定める自立更生者は次に掲げる者とする。

障害者であって、よくその障害を克服して自立し、他の障害者の模範と認められる者で、次に掲げる要件を満たす者。

ア、身体障害の程度が4級以上であること、または愛の手帳が4度以上であること、精神障害者保健福祉手帳が3級以上または3級以上を受けていた者

イ、品川区内に引き続き5年以上居住し、かつ年齢が原則として35歳以上であること。

3 規則第3条の表第4に定める善行のうち、品川区表彰事務取扱要綱第1条第6号に定める支援活動功労者は次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者更生支援

身体障害者が自立していくために必要な支援の功績が、特に顕著であると認められる個人または法人で、次に掲げる要件を満たす者。

ア、身体障害者更生支援の活動を5年以上行っていること。

イ、個人にあっては年齢が原則として45歳以上であること。

(2) 知的障害者更生支援

知的障害者の更生支援のために尽くした功績が、特に顕著であると認められる個人または法人で、次に掲げる要件を満たす者。

ア、知的障害者の更生支援の活動を5年以上行っていること。

イ、個人にあっては年齢が原則として45歳以上であること。

(3) 精神障害者更生支援

精神障害者の更生支援のために尽くした功績が、特に顕著であると認められる個人または法人で、次に掲げる要件を満たす者。

ア、精神障害者の更生支援の活動を5年以上行っていること。

イ、個人にあっては年齢が原則として45歳以上であること。

(推薦調書の作成と受付)

第4条 障害者支援課長、障害者各団体の会長、身体障害者相談員、知的障害者相談員、その他福祉部長が適当と認める者は、推薦基準に該当すると思われる者について、推薦調書(様式1)を作成して福祉部長に提出するものとする。

2 推薦調書の受付期間は、福祉部長が別に定める。

(表彰候補者の推薦)

第5条 福祉部長は、推薦調書を受理した際に身体障害者福祉司または知的障害者福祉司等の意見を徴するなど、その者の実績を調査のうえ若干名を区長に推薦する。

(被表彰者の決定)

第6条 区長は、前項に定めるところにより推薦があったときは、品川区表彰審査会の議により、被表彰者を決定する。

(表彰および表彰の時期)

第7条 表彰は、表彰状および記念品を贈呈して行う。

2 表彰の時期は、毎年12月3日から12月9日の間の「障害者週間」またはその前後の適当な日に行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めのないことで必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和46年10月12日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和50年2月27日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和52年2月15日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和54年2月16日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年11月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年8月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。